

札幌市北3条広場使用承認等事務取扱要綱

平成25年11月15日
市民まちづくり局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、札幌市北3条広場条例（平成25年条例第38号。以下「条例」という。）及び札幌市北3条広場条例施行規則（平成25年規則第39号。以下「規則」という。）の規定に基づき、札幌市北3条広場（以下「広場」という。）の使用承認等に係る事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(申込受付時期)

第2条 条例第4条第1項の規定による広場の使用申請の受付期間は、使用日の属する月の6か月前の月の初日（以下「受付開始日」という。）から使用日の60日前（以下「受付終了日」という。）までの間とする。ただし、受付開始日が札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）第1条第1項に定める本市の休日に当たる場合は、その翌日をもって受付開始日とする。また、受付終了日が札幌市の休日を定める条例第1条第1項に定める本市の休日に当たる場合は、その翌日をもって受付終了日とする。

2 前項の規定にかかわらず、札幌市が主催し、又は共催する事業で、広場の設置目的に資する事業を行うときは、受付開始日を繰り上げることができる。

3 条例第8条第1項による広場の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入する場合の承認に係る申請は、前2項の規定を準用する。

4 第1項から前項までの規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めた場合は、当該期間外の受付を行うことができる。

(受付方法)

第3条 受付は、12月29日から翌年の1月3日までの日及び休日

等を除く日の、午前9時から午後5時までの間とする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りではない。

2 前項に定める受付は、原則として先着順で行うものとする。ただし、使用日及び使用場所が重複する申込みがあった場合は、次の事項を考慮して使用者を決定する。

- (1) 広場の設置目的を最大限発揮し、かつ、継続的な利用が見込める事業及び催物
- (2) 広場管理者又は道路管理者が主催又は共催する事業及び催物
- (3) 広場全体を利用した大規模な事業及び催物
- (4) その他市長が必要と認めた事業及び催物

3 第1項に定める受付は、電話等で仮予約をすることができるものとする。この場合、申込後14日以内に申請書の提出が無い場合は、仮予約を取り消すものとする。

(使用承認書の交付)

第4条 申込みがあった場合は、使用承認申請書を審査し、所定の使用料を納付させた上で使用承認書を交付する。

(使用料の減額又は免除)

第5条 条例第5条第2項における使用料の減額又は免除について、広場の設置目的に資する事業で次表左欄のいずれかに該当するときは、当該右欄に定めるところにより、使用料を減額又は免除することができる。

使用の形態又は団体内容等		減額又は免除の区分
1	官公庁が主催又は共催する事業で、市長が特に必要と認めるもの	使用料5割減額
2	札幌市が出資している一般社団・財団法人及び公益社団・財団法人が主催又は共催する事業で、市長が特に必要と認めるもの	
3	札幌市が運営補助を行っている団体が主催又は	

	共催する事業で、市長が特に必要と認めるもの	
4	札幌市が主催者の一員となり事業補助を行っている団体が主催又は共催する事業で、市長が特に必要と認めるもの	
5	札幌市が育成・指導する団体が主催又は共催する事業で、市長が特に必要と認めるもの	
6	市民及び主に市民で構成される団体等が主催する非営利事業で、市長が特に必要と認めるもの	
7	広場管理者又は道路管理者が直接主催する事業で、市長が特に必要と認めるもの	使用料免除
8	広場の指定管理者が主催又は共催する事業で、市長が特に必要と認めるもの	

2 前項に規定する場合を除くほか、まちづくり政策局長が公益上特に必要と認める場合は、使用料の減額又は免除をすることができる。

(使用の取消し又は変更)

第6条 使用者が広場の使用の取消し又は変更を申し出る場合は、札幌市北3条広場使用(取消・変更)申請書(様式1。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 申請書の提出があった場合は、申請内容を審査のうえ、札幌市北3条広場使用(取消・変更)承認書(様式2)を交付する。

(使用料の還付)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、收受済の使用料を全額還付する。

(1) 天災その他使用の承認を受けた者の責めに帰することのできない事由によって使用不能となった場合

(2) 条例第10条第5号の規定により使用の承認を取り消した場合

2 使用日の30日前までに使用の承認の取消し又は変更の申出があり、これについて相当の事由があると市長が認める場合、取消しにあっては收受済の使用料の5割を還付し、変更にあっては差引不足

が生じたときはその差額を徴収し、差引剰余が生じたときはその差額を還付する。

(還付の事務取扱い)

第8条 使用料の還付を受けようとする者は、札幌市北3条広場使用料還付請求書(様式3)を市長に提出しなければならない。

(後納)

第9条 規則第2条第3項ただし書の規定に基づく使用料の使用後の納付(以下「後納」という。)は、官公庁及びこれに準ずる者が使用する場合について、認めることとする。

2 前項の規定により使用料の後納が認められた使用者の都合により使用承認の取消しがあった場合は、第7条第2項の規定による還付相当額を除いた差額を直ちに納付させるものとする。

(使用期間の制限)

第10条 規則第5条ただし書の市長が特別の事由があると認める場合とは、申請者が申請書等を提出する際に、使用期間の制限を超えて使用する目的及び事由等を明らかにした上で市長の承認を受けた場合とする。

(指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)

第11条 条例第16条第1項の規定により指定管理者に広場の管理を行わせる場合における第2条から前条までの規定の適用については、第2条、第3条、第5条第1項、第6条から第8条まで及び前条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条の規定中「使用料を納付させた」とあるのは「利用料金を支払させた」と、第5条及び第7条から第9条までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第9条第1項の規定中「納付」とあるのは「支払」と、同条第2項中「納付させる」とあるのは「支払わせる」と、第6条第1項中「様式1」とあり、同条第2項中「様式2」とあり、第8条中「様式3」とあるのは「指定管理者が定める様式」とする。

2 条例第16条第3項の規定により指定管理者に広場の管理を行わ

せる場合の指定管理者が行う業務範囲について、同項第1号の広場の維持及び管理における「市長が定めるもの」とは次のとおりとする。

- (1) 道路管理者が行う業務
- (2) 整備事業者が行う業務

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式 1

札幌市北 3 条広場使用（取消・変更）申請書

年 月 日

（宛先）札幌市長

〒

住所

氏名

（団体にあつては、団体名及び代表者名）

電話番号

下記のとおり使用の（取消・変更）の申請をします。

記

区分	（取消前・変更前）	変更後（取消の場合記入不要）
使用目的		
使用期間	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）
使用場所		
（取消前・変更前）の理由	（具体的に記入して下さい）	
使用料	円	円
追納	※ 円	納入通知番号（No. ）
還付	※ 円	納入通知番号（No. ） 金融機関（ 銀行 支店） 預金種目（1 普通、2 当座） 口座番号

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 2

札幌市北 3 条広場使用（取消・変更）承認書		
年 月 日		
様		
札幌市長 印		
下記のとおり使用の（取消・変更）を承認します。		
記		
区 分	（取消前・変更前）	変更後（取消の場合記入不要）
使用目的		
使用期間	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）
使用場所		
（取消前・変更前）の理由	（具体的に記入して下さい）	
使用料	円	円
追 納	円	納入通知番号（No. ）
還 付	円	納入通知番号（No. ）

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 3

札幌市北 3 条広場使用料還付請求書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

〒

住所

氏名

(団体にあつては、団体名及び代表者名)

電話番号

別添承認書のとおり使用の(取消・変更)が承認されましたので、下記により使用料の還付を請求いたします。

記

区分	(取消前・変更前)	変更後(取消の場合記入不要)
使用目的		
使用期間	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
使用場所		
(取消前・変更前)の理由	(具体的に記入して下さい)	
使用料	円	円
追納	※ 円	納入通知番号 (No.)
還付	※ 円	納入通知番号 (No.) 金融機関 (銀行 支店) 預金種目 (1 普通、 2 当座) 口座番号

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。